工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
(1)　四等三角点青山（北緯三三度一七分二三秒東経一三一度二九分）から一〇八度五二分四三秒二、三三一・一九六メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から三八度二六分五八秒七四・一九四メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から九七度二五分三四秒四五・二九九メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一六九度五六分九秒一九・九九九メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一六九度五六分一一秒四六六・二一五メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から二六一度四一分二一秒一一〇・〇〇〇メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から八度三四分三四秒六二・〇八九メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一七四度五分一九秒四四九・九八五メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から七四度四一分五二秒五〇・七四八メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から七四度四一分五〇秒一四九・二五〇メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一六四度四一分五九秒一三六・一八八メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から一四九度三六分三六秒二三七・五九四メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から二三九度三六分二七秒一四一・三三六メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から一四八度四六分二八秒六四・九七五メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から二三七度五九分五八秒六〇・〇〇〇メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から二四六度四四分三秒六二・八七三メートルの地点 (17)　(16)に掲げる地点から三三二度四八分一五秒九〇・三五〇メートルの地点 (18)　(17)に掲げる地点から五五度〇〇分三六秒五七・九〇三メートルの地点 (19)　(18)に掲げる地点から三二九度三六分三六秒二二八・〇八六メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十六年十二月十七日

○国土交通省告示第千百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

日向川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市高根町四丁目六番地内四等三角点高根山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二度五五分一三秒　三七九・三七二メートルの地点　一号

標柱一号から一〇五度三四分〇七秒　一二〇・九五〇メートルの地点　二号

標柱二号から一五七度一七分〇七秒　二五六・〇〇五メートルの地点　三号

標柱三号から二〇〇度五一分五三秒　四四・〇〇九メートルの地点　四号

標柱四号から二九二度一六分五〇秒　七七・二九八メートルの地点　五号

標柱五号から三二九度三六分四四秒　二九七・〇六六メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

細久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字長野字木下二五五四番一地内四等三角点西を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十四年内務省告示第三十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二七一度四八分四二秒　一号

二三一・〇四二メートルの地点　一号

標柱一号から一九七度一七分二四秒　二号

標柱二号から一七九度一七分〇七秒　三号

標柱三号から一三六度三二分二七秒　四号

標柱四号から一八六度一八分一四秒　五号

標柱五号から二八八度四三分〇秒　六号

標柱六号から二二九度二三分三四秒　七号

標柱七号から三二度五〇分一七秒　八号

標柱八号から二六度三三分〇〇秒　九号

標柱九号から九六度一五分五九秒　十号

○国土交通省告示第千百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　細久保沢

長野県木曽郡大桑村大字長野字木下二五五四番一地内四等三角点西を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七一度四八分四二秒　一号

二三一・〇四二メートルの地点　一号

標柱一号から一九七度一七分二四秒　二号

三九・三二七メートルの地点　二号

標柱二号から一七九度一七分〇七秒　三号

八六・五〇三メートルの地点　三号

標柱三号から一三六度三二分二七秒　四号

三二・九〇〇メートルの地点　四号

標柱四号から一八六度一八分一四秒　五号

二〇・〇〇〇メートルの地点　五号

標柱五号から二八八度四三分〇秒　六号

九九・一三七メートルの地点　六号

標柱六号から二二九度二三分三四秒　七号

八一・一四九メートルの地点　七号

標柱七号から三二度五〇分一七秒　八号

七五・四五一メートルの地点　八号

標柱八号から二六度三三分〇〇秒　九号

一七五・八四六メートルの地点　九号

標柱九号から九六度一五分五九秒　十号

○国土交通省告示第千百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

日向川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市高根町四丁目六番地内四等三角点高根山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二度五五分一三秒　三七九・三七二メートルの地点　一号

標柱一号から一〇五度三四分〇七秒　一二〇・九五〇メートルの地点　二号

標柱二号から一五七度一七分〇七秒　二五六・〇〇五メートルの地点　三号

標柱三号から二〇〇度五一分五三秒　四四・〇〇九メートルの地点　四号

標柱四号から二九二度一六分五〇秒　七七・二九八メートルの地点　五号

標柱五号から三二九度三六分四四秒　二九七・〇六六メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

細久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字長野字木下二五五四番一地内四等三角点西を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十四年内務省告示第三十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二七一度四八分四二秒　一号

二三一・〇四二メートルの地点　一号

標柱一号から一九七度一七分二四秒　二号

三九・三二七メートルの地点　二号

標柱二号から一七九度一七分〇七秒　三号

八六・五〇三メートルの地点　三号

標柱三号から一三六度三二分二七秒　四号

三二・九〇〇メートルの地点　四号

標柱四号から一八六度一八分一四秒　五号

二〇・〇〇〇メートルの地点　五号

標柱五号から二八八度四三分〇秒　六号

九九・一三七メートルの地点　六号

標柱六号から二二九度二三分三四秒　七号

八一・一四九メートルの地点　七号

標柱七号から三二度五〇分一七秒　八号

七五・四五一メートルの地点　八号

標柱八号から二六度三三分〇〇秒　九号

一七五・八四六メートルの地点　九号

標柱九号から九六度一五分五九秒　十号